

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

- ・ 1回の任期：6ヶ月以内
- ・ 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

（注）既に地方公務員法第22条第2項又は第5項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合には、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合

例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。

実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき

特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。

特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき

事務事業の見直しを計画的に推進するにあたり、業務量が一時的に変化するよう

な場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

(3) 更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記(2)の～(構造改革特別区域法第24条第1項各号)に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

(4) 適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で3年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第22条第2項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとするとしておりますが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

- ・臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- ・上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料
- ・人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

4 1 1 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業

1．特例を設ける趣旨

特区内で劇場等を設ける場合において、当該劇場に係る誘導灯及び誘導標識に係る消防法令の規定の適用に対する柔軟な対応を明示的に可能とすることにより、地域の独自性を発揮した劇場の振興を図り、当該地域の活性化に寄与するものです。

2．特例の概要

劇場等では火災の際に在館者が安全かつ円滑に避難することができるよう、各避難口に誘導灯及び誘導標識を設置することが必要とされていますが、特区内においては、一定の要件を満たす場合に、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができるものとします。

3．基本方針の記載内容の解説

(1) 基本方針の概要

基本方針においては、「構造改革特別区域法に係る劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用について」(平成17年12月5日付け消防予第360号)で示した内容と同様に、誘導灯及び誘導標識に関する規定の適用除外の考え方を明示したところです。

(2) 用語の意義

- ・劇場等・・・消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項イに掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- ・避難階・・・直接地上へ通ずる出入口のある階をいう(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1号)。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

4 1 2 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

1．特例を設ける趣旨

都道府県において、事務処理特例条例によって市町村（特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。）に事務を移譲した場合に、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。

2．特例の概要

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

3．基本方針の記載内容の解説

(1)「都道府県知事の権限に属する事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」については、この要件が満たされない場合に、都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残り、大きな合理化効果は期待できないものと考えられますので、事務のすべてを市町村が処理することが必要です。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけでなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村(例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海に面しない市町村)以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

(例) A県に計5市が存在する場合の考え方

本事業が想定しているケース

都道府県の権限に属するある事務を5市すべてが処理することとなり、A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなくなり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

本事業の対象とならないケース

当該事務を4市が処理することとなるケースでは、A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない。(逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。)

(2)「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない」ことについては、都道府県を経由することが

国の便宜を図ること

都道府県に必要な事実を承知させ併せて意見を徴すること

といった「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合、地方自治法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではなく、こうした場合に該当しないことが必要となります。

(想定される支障事例の3つの類型)

市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多大となり事務の適正な遂行ができないケース

市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく、このため国(又は市町村)が適切な判断ができず(あるいは国(又は市町村)が都道府県の意見を求めることにより事務が多大となり)事務の適正な遂行ができないケース(市町村からの申請のケースも同様)

都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それに関連する事務の適正な遂行ができないケース

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

(1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行えるのは、原則として都道府県に限ります。ただし、都道府県とその事務を処理する市町村が連名で申請を行うことはできません。

(2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として当該都道府県の全域とします。ただし、将来的にも移譲し得る当該特例の事務が想定されない市町村の区域を除

くことができます。

(3) 市町村の意見聴取

本特例措置の認定を受けるにあたっては、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければなりません。なお、関係する市町村からの意見には、計画が「円滑かつ確実に実施されると見込まれ」ないと考えられるような特段の問題が示されていないことが必要です。仮にそのような意見が出されている場合には、当該問題を解消するための措置を記述する必要があります。

(4) 認定申請の時期

特区計画の認定申請が可能となる時期は、認定(予定)日において、当該廃止しようとする経由事務に係る本体事務について事務処理特例条例が施行されることが確実であると見込まれることが要件となります。具体的には、認定申請までに、当該条例が公布されているか、または都道府県議会で議決されていること等が必要となります。

(5) 当該規制の特例措置が適用される個別の事務とその開始の日

特区計画の別紙に、事務処理特例条例名、施行(予定)日、公布(予定)日を示した表並びに対象となる個別の事務ごとにその経由事務の廃止時期(特例措置の適用開始時期)、事務の移譲時期及び適用除外される市町村を示した表を作成して下さい。

(例) 事務処理特例条例の日程を示す表

事務処理特例条例名	施行(予定)日	公布(予定)日	備考
条例	年 月 日 (予定)	年 月 日 (予定)	

(例) 当該規制の特例措置の適用の開始の日を示す表

条例による事務処理の特例の結果、県に代わって、市町村が国の行政機関と行うものとする協議又は許認可に係る申請等	事務の移譲時期	経由を廃止する時期(適用開始日)	除外される市町村	備考

法第 条の規定により 大臣に対して行う の協議	年 月 日	年 4月1日 (予定)		
法 令の規定により 大臣が行う許可についての申請	年 1月(予定)	年 1月(予定) (1)	市 町 村	(1) (2)

(1) 経由を廃止する年月日を事前に確定できない場合は、当該時期を特定できる関連情報を備考欄に記載してください(例:「認定の日以降、経由事務に係る本体事務に関する事務処理特例条例が施行される日」)

(2) 全市町村を対象として移譲しない事務については、適用が除外される市町村へ移譲しうる事務が当面想定されない理由を備考として記載して下さい。

(6) 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより

都道府県の事務についてかなりの合理化効果が期待できること

移譲する事務の趣旨、処理方法及び量等に照らし、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記して下さい。

5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

以下の書類を添付して下さい。

(1) 市町村から聴取した意見の概要 (特区法第 4 条第 6 項に基づくもの)

(2) 事務処理特例条例の写し

(3) 個別の事務ごとの申請、協議等の過去 5 年間の各年の件数

(4) 工程表 (4 . (5) の日程を示すとともに、今後追加が予定されている事務等があれば記載)

(5) 調整する方法 (市町村から意見があり対応を要する場合の措置等)

また、参考資料として、以下の書類も添付して下さい (認定に必須の書類ではありませんが、経由事務廃止後の申請、協議等の事務の円滑化を図るために可能な限り添付して下さい)。

(1) 各市町村担当課、連絡先 (電話番号等) 一覧

(2) 関係省庁の担当課、連絡先 (電話番号等) 一覧

関係省庁の担当課については、対象となる事務が国の出先機関を経由する場合は、出先機関の担当課として下さい。

6 . その他

(1) 認定申請前の準備

認定にあたっては、事務を所管する省庁と十分な調整をする必要があるため、本特例措置の認定申請を予定している場合は、できる限り早めにご相談ください。

(2) 関係市町村への通知

都道府県知事は、本特例措置の計画認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければなりません（特区法第15条第2項）。関係市町村が、認定された計画の具体的内容を通知されることにより、国との協議等の事務の円滑化が図られます。

(3) 計画変更の手続

本特例措置が適用される事務を追加する場合は、随時変更で申請できます。